

去る四十九年の三月定例会において、NHK調査の結果第一小学校校舎の障害でテレビ電波の被害を受けていると見られる方々によりこれに対する善処方について陳情書が提出され、当時の総務委員会に付託されたわけであります。当委員会としては慎重に審査を重ねる中で、NHKの再調査を願ひ、関係家屋一戸一戸のテレビの受像アンテナの耐用年数等、又第一小学校の校舎以外の駅周辺の高層建築等の関係もあり、各方面からの慎重な審査の結果、一概に一小であるということもいえない面もあるが、しかしながら現実にテレビの映像の障害もあり、住民の陳情を考慮し、アンテナ取りかえ程度の補助を出したかどうかという全員の意見であつたために、当時の委員会としては昭和四十九年十二月定例会に審査報告がなされ、本件陳情書は採択となつた経過から思考して、今回の本補正予算計上との間に若干の食い違いがあるのではないかと等、各委員から意見質疑等が多数あり、委員会は一たん休憩し、協議会の中でいろいろ協議をいたしましたのであります。その結果、本件は予算の計上をするに当たり、当時の委員会等の趣旨との関係を、理事者においては配慮に欠けていた等の陳謝があり、理事者においては本件の今後の予算執行に当たっては議会側と十分相談し、了解のもとで予算執行をいたすとのことであります。次に納期前納付報酬金の内容と今

後の考え方についてという質疑に対し、この制度は地方税法の規定によるもので、納税を奨励する意味から当市の税条例にも規定されている。この制度を廃止した自治体もあるようだが、今後条件変更とかあるいは全廃するかについては他市との状況を見て検討していきたいという答弁でございました。それから市営住宅建てかえの現況についてという質疑に対し、住宅全体としては十戸が空き家になっている。第一次計画地においては三戸が空き家で二戸が取り壊し中であるが、十戸が現在居住している。今後もし取り壊しに当たっては極力反対者側の刺激を避け、話し合ひで進めていきたい。この点敬言察側とも協議をしたが、やはり基本的には話し合ひで進めていかなければならないので、近日中に話し合う機会を設けることになっているとの答弁でした。

以上のような歳入歳出における質疑応答が活発に行われ、次いで当委員会所管分の予算案についてお諮りいたしましたところ、全会一致をもって理事者側の提案とおり可決した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。補足説明いたします。

○議長(貢井喜代次君)

次に建設委員長 宇佐美良時君。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 御指名をいただきましたので報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続いて補足説明を申し上げます。

本案審査に当たって商工費に関する経済課、土木費に関する都市計画課、及び建設課のそれぞれの担当に分けて審査を行ったわけであります。

まず経済課の関係では先ほど議決をいただきました中小企業振興資金の保証協会に対する保証料二件分、新たに販売事業を行うための二十五万円についてという質疑に対し、これは青果物を主としての組合が組織され、加入は三十二店で十一月から毎月第二と第四土曜日に三品程度の販売をするということであり、このPRは市の広報や組合側の新聞折り込み等で行い、チエックは市内の生活モニターがすることになっている。今後は鮮魚や肉類もできるよう組織化について呼びかけていきたいという答弁でありました。次に土木費関係では、市道改良工事費として幹二―一四号延長七百三メートルの側溝及び改良工事と幹二―一三号における下水道工事後の路面工事、又交通安全施設関係では原ヶ谷戸地区の準歩道六百三十一メートルをはじめ、旧屠畜場周辺の都道の自転車道あるいはわら付け街道を主とする側溝のふたかけ工事、そのほか照明機、道路標識等の経費ということであります。

都市計画費関係は関係地主三名から児童遊園用地として提供があり、都の財政事情からせうかくの好意が無になるということから、市の予算で行うことにしたもので、場所には玉川台、本八、福東の各町会につくるが、委員中より、善意で用地提供していただいているものの、国の相続税との関係からその恩恵に浴せない面もあり、今後は少なくなると思われるので、市もできるだけ関係者の立場を考慮してもらいたいとの発言もあり、最終的には本予算中建設委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議をいただきまして、委員会決定とおり御可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 次に厚生委員長 小林菊三君。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

本案審査に当たっては福祉事務所、環境保全課の順に行いました。

まず福祉事務所長より内容説明が行われ、それによると福祉事務所関係の主な補正は社会福祉費では共同募金会から社会福祉協議会に百五十万円の交付決定があったので老人用バスを買いかえるため不足分を市が補助する分五十万円、又、先ほど御議決いただいた身体障害者福祉手当や老人手当の引き上げ分等で三百三十九万九千円、児童福祉費では児童手当や民間保育園保育料に対する期末手当一人五万円当分の補助分、民間保育園の定員増に伴う補助費の増、民間保育園に対する病欠、産休の代替職員一名分の委託料、つくしすみれ保育園の警備を十月から警備協会に委託する費用等で一千五十六万四千円その他であるという説明がなされました。

そして各委員より次のような質疑がかわされました。老人保健学級講師謝礼とは何か。老人バスの納車時期及び乗車人員について。被保護世帯の学童服、運動服の支給補助金について。病欠、産休代替職員の基準はあるか等の発言に対し、この講師謝礼とは老人の健康管理等に対する医師、看護婦又は保健婦による講演の費用、老人用バスは九月一日に納車され、定員は二十六名である。病欠等代替職員は民間保育園が対象

となっているが、休日を含む十四日以上療養をする場合が対象となる。学童服については制服のあるなしに関係なく、小学一年、中学一年を除き七千円ずつ、又学童服については小中学生とも二千五百円ずつ補助しているという答弁があり、さらにすみれ、つくし両保育園で十四日以上病欠が出た場合、代替職員を雇う考えがあるか。又現につくし保育園では病欠及び欠員がいるが、私立や都立保育園と同じく充実する考えがあるかとの発言に対し、現在国の基準プラス都の充実保母一名を置いており問題ないと思うが、その点よく担当等と相談し善処したいと思うという答弁がありました。

続いて環境保全課関係につき担当課長より説明を求めました。主な補正は保健衛生費では休日診療委託料の百六十一万円、清掃費では熊川駅の公衆便所設置費や浄化槽汚泥処理を山口商会に委託している費用などで二百九十六万五千円、消防費の無線放送施設設置工事九基分、防衛施設庁の決定額と工事費との差額その他で三百九十五万一千円である等の説明がありました。次いで質疑に入りました。無線放送施設九基をつくと既設の十二基で計二十一基の放送施設となるが、混線の恐れはないのか。団地の汚泥の引き抜きは福生産業と山口商会がやっていると、思うか。投票場所は違つかという発言に対し、放送については八市が同一周波数であり、うち六市が埼玉県にある。

この点対策協議会ができて、連絡打ち合わせをして今後混線のないよう調整をしているので解消されると思う。汚泥については福生産業が投棄場所がなく、市民体育館の浄化槽に入れている。それを山口商會が集めて処分している等の答弁があり、慎重な審査を行った結果、全会一致をもって厚生委員会所管分を原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で各委員長からの審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百四号昭和五十年

年度福生市一般会計補正予算(第二号)は各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

これより十二時十五分まで休憩いたします。

午前十一時

休憩

午前十一時十七分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十議案第百五号昭和五十年福生市福生都市計画事業福生土地区

画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。
本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 御指名をいただきましたので、報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

本区画整理事業会計の補正は、多摩河原の保留地処分金や四十九年度からの繰越金その他の財源によって、多摩河原地区内の道路や側溝の改修を行い、特に公共下水道の受益者負担の五千万円について、委員から発言があり、これについては、まだ多摩河原地区は公共下水道の事業決定はされておらないが、下水道の幹線だけでも先行して埋設しようということから、工事費全体の五分の一程度をこの区画整理会計で負担しようということであり、又、特に加美平事業の進行状況についても指摘があり、現在の審議会委員のうち三名の代表者によって関係者と具体的な話し合いを行っており、その中でなわのびの関係や区域変更ということが示されているようである。又、事業が延びることによって経費も増



大するばかりであるので、一日も早く着手できるよう努力したい旨の意見もあり、本予算案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議いただきまして、委員会決定どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、討論を省略し委員会報告

どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決す

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第百五号昭和五十年

度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十一議案第百六号昭和五十年福生市受託水道事業

会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

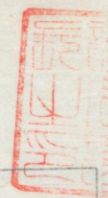
(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

本案審査に先立ち、担当所長より説明を求めました。 本補正予算は六百七十一



万円を追加しようとするもので、歳入は全額都からの受託事業収入である。歳出は水道改良費として量水器を年間一千七百七十台を予定している。これは十三ミリから七十五ミリまでのものであるが、当初予算では千二百台しか計上していないので、この不足する五百七十台の購入費七十一万円であります。それから水道建設費では当初予定した市道七六号線――首の補助道二号線――の拡張工事や内出十字路から片倉工業までの都道、又、加美平区画整理事業の関係で二・二二号線の事業ができないため、その分六百万円を基地給水の配水管六百ミリ及び三百五十ミリの埋設工事に当て、当初予算計上分九千万円とあわせて九千六百万円とし、それで本年度事業は終わる予定であるとの説明がなされました後、各委員より質疑がありました。都からの受託事業を施行するに当たって、市の持ち出し分はかからないのか。又、基地給水工事の見通しはどうか等の質疑に対して、電電公社や下水道事業及び区画整理事業等による工事は、これらの会計なり又、団体が負担していただいているが、管の移設とかあるいは材料費の半分を負担することもある。基地給水の関係は現在設計協議中で、十月中に施行、十二月に完成という予定であるが、基地側の受け入れ態勢ができれば十月には送水可能となるとの答弁がありました。又、委員中より、基地給水工事の予算が含まれる本補正一号には反対であるとの意見もあり、最

議 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議百 議百一 議百二 議百三 議百四 議百五 議百六 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百 議百一 議百二 議百三 議百四 議百五 議百六 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百

終的には起立採決の結果、六対一で賛成多数をもって原案とおり可決いたしました次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

反対者一番原 敏子君。

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 議案第百六号昭和五十年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)について反対討論を行います。

この補正予算には、市民の大切な飲料水を米軍に提供するその工事費が含まれ

ています。当補正予算では補正額は六百七十二万円です。そのうち六百万円が工事請負

費となっておりますが、これによって水道建設費は一億七百万円になります。この大半は当

初予定の市民のための水道建設工事から基地給水のための工事費として組みかえられまし

た。御存じのように福生市は市の三分の一を横田基地によって占められ、市民は爆音などの基

地公害に命と暮らしを脅かされております。横田基地は関東計画によって一層強化され

第五空軍指令部第三四五戦術空輸中隊が移駐し、横田基地は日本最大規模の基地と

なっております。市長は五十年施政方針の中で基地のないことが望ましいと述べていたが

らも、条例を改悪してまで市民の大事な水を米軍に売り渡すということは絶対に許すこと

はできません。

私は市民の大切な水道を守るためにも、基地給水の工事費として組みかえられた当補

正予算について反対するものです。

○議長(貫井喜代次君) 次に賛成者八番山崎良之助君。

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 議案第百六号昭和五十年度福生市受託水道事業会計補正

予算(第一号)について、私は賛成討論を行います。

議 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百

本予算は歳入の全額が東京都より受託事業収入として六百七十一万円を追加するもので、歳出は水道改良費として量水器を約五百七十台分を購入する費用であり、又、当初予定した市道、都道及び加美平区画整理事業等の配水管埋設工事の変更になったため、その分を基地給水の配水管埋設工事に当てるのであり、何ら市からの持ち出し分はないのであります。又、九月二十二日の厚生委員会において十分内容が審査されまして、賛成多数をもって可決されておられ、私は本案に対し賛成をいたすものであります。(拍手)

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより議案第百六号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立二十名多数であります。

よって議案第百六号昭和五十年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)は委員会報告とおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十二議案第百七号昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

引き続きまして補足して説明を申し上げます。

審査に当たって担当所長より説明を求めました。本案は昭和四十九年度の福生市水道事業会計が水道一元化に伴い一月をもって終了したわけで、その際生じた剰余金の処分をどのようにするかということで提案されたものであります。福生市水道事業会計の

利益剰余金は三千九百三十八万九千七百九十九円、昭和四十九年度未処分欠損金の充当額千六百四十二万八千八百七十七円、この差は二千二百九十九万九千二百二円が残った利益剰余金であります。これを都と福生との協定した基本協定第七条第一項に基づき、福生市一般会計へ百二十五万五千二百円入れ、残り二千百七十一万五千七百二円を都へ引き継ぐことを明確にしたのであるとの説明がなされ質疑に入りました。九月より都の水道料金アップということもあり、都へ移管しなかったとした場合の水道料金はどの程度であったかとの質疑に対し、四十九年度で約四

千万円近い赤字である。これを五十年度まで市でやった場合は約五千万円からの赤字が出たと思う。又、基本料金も四百円以上でないと実質的に運営できなくなっていたと思うとの答弁があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願いいたしまして、補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号については、討論を省略し委員会報告とおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査

報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第百七号昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについては、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十三議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業

会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

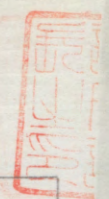
(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足して説明を申し上げます。

本決算は水道一元化されるまでの十ヵ月間の決算であります。御承知のとおり本会議

二目に監査委員より決算審査の報告もあり、賢明なる議員諸氏にはすでに内容等について周知のとおりであります。委員会といたしまして審査の内容を申し上げたいと思います。

まず担当所長より、収益的収入及び支出の説明、又四十九年度は供給単価が三十九円三銭、給水単価が五十六円十九銭と十七円十六銭のマイナスとなり、四十八年度に比べ十二円三銭も供給単価がアップしており、結果的に当年度収支が三千百六十四万五千余円の赤字になっているとの説明の後、質疑に入りました。各委員より、基地に一トン当たり幾らで給水するのか、建設改良費の執行率が七・七％と低いのはなぜか、水道料未収金はそのまま都に移管されるのか、前年度に比べ有収水量が下がっている理由について等の質疑に対し、基地給水はまだ開始していないが、一応料金的には口径が三百五十ミリであり、基本料金か月三十万円、そのほか一トン当たり百八十円でありますので、一日約五千トンとして月二千七百万円以上になると思う。執行率については当初十二ヵ月で計画されたものが十ヵ月で終わっていることによるものである。水道料金未収金については、この点引き継ぎの際の財政調整の中で考慮されますので市の負担となることはない。有収水量が下がっているのは執行率と同様、十ヵ月で終わっていることによるものであるとの答弁があり、さらに本決算においては市民の大事な水を米軍に



売り渡す関係ものっており、認定できないとの意見もありました。そこで起立採決の結果、六対一の数をもつて原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の決定どおり御認定くださるようお願いを申し上げまして説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者二番松山 清君。

(二番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について反対討論をいたします。

当市の水道事業は昭和二十七年に事業認可されて以来、市民の生活のために欠くことの